カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当 ［表　略］ ［キ～ケ　略］ 備考　［1～6　略］ 7　「ウ　級別職員数」の「（級別の基準となる職務）」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。 ［8～10　略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、予算に関する説明書様式（第十五条の二関係）給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。

○法務省令第十五号

不動産登記嘱託職員を指定する府令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

平成三十一年三月二十九日　　法務大臣　山下　貴司

改正後	改正前
不動産登記嘱託職員を指定する府令を次のように定める。 不動産登記嘱託職員を指定する府令 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。 ［略］ 保護観察所長 矯正研修所長 出入国在留管理庁長官 入国者収容所長 地方出入国在留管理局長 ［略］	不動産登記嘱託職員を指定する府令を次のように定める。 不動産登記嘱託職員を指定する府令 法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。 ［同上］ 保護観察所長 入国者収容所長 地方入国管理局長 矯正研修所長 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第十六号

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百七十一条第二項及び第七百七十条第三項の規定に基づき、商法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　法務大臣　山下　貴司

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当 ［表　同左］ ［キ～ケ　同左］ 備考　［1～6　同左］ 7　「ウ　級別職員数」の「（級別の標準的な職務内容）」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。 ［8～10　同左］

商法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　商人（第三条） 第三章　商業帳簿（第四条―第八条） 第四章　匿名組合（第九条） 第五章　仲立営業（第十条・第十一条） 第六章　運送営業等（第十二条・第十三条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　商人（第三条） 第三章　商業帳簿（第四条―第八条） 第四章　匿名組合（第九条） 第五章　仲立営業（第十条・第十一条）
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　電磁的方法　商法第五百七十一条第二項に規定する電磁的方法をいう。	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四　同上］ ［号を加える。］
（結約書等の作成） **第十条**　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。以下この章において同じ。）は、商法第五百四十六条第一項に規定する結約書の作成及び同法第五百四十七条第一項の帳簿の作成とする。 ［2・3　略］	（結約書等の作成） **第十条**　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。以下この章において同じ。）は、商法第五百四十六条第一項に規定する結約書の作成及び同法第五百四十七条第一項の帳簿の作成とする。 ［2・3　同上］